

## 会 議 録

会 議 名	第5回小金井市市民協働のあり方等検討委員会
事 務 局	市民部コミュニティ文化課
開 催 日 時	平成23年4月22日（水）午後6時29分～8時40分
開 催 場 所	市役所第5会議室（西庁舎2階）
出 席 委 員	安藤雄太 委員長 川合彰 副委員長 白井亨 委員 吉田孝 委員 堀井廣子 委員 玉山京子 委員 飯野恭子 委員 山路憲夫 委員
欠 席 委 員	千葉恵 委員 今井啓一郎 委員
事 務 局 員	1 小金井市 市民部長 川合修 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎 コミュニティ文化課文化推進係主事 高野修平 2 小金井市社会福祉協議会 (1) 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子 (2) 小金井ボランティア・市民活動センター 地域福祉係長 小早川良信
傍 聴 の 可 否	可
傍 聴 者 数	3人
会 議 次 第	(1) 協働の定義 (2) 協働の意義 (3) 協働の原則 (4) 協働を推進するための仕組み (5) その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容	別紙のとおり

<p>提 出 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4回検討委員会（3月2日）における主な発言要旨</li> <li>(2) 第5回検討委員会検討資料</li> <li>(3) 小金井市市民参加条例（抜粋）</li> <li>(4) 平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等</li> </ul>
----------------	---

## 会 議 結 果

- 1 協働の定義について  
一定の方向性を得た。
- 2 協働の意義について  
一定の方向性を得た。
- 3 協働の原則について  
一定の方向性を得た。
- 4 協働を推進するための仕組み  
次回も引き続き議論することとした。

### 【第6回委員会の日程】

日 時 平成23年5月25日（水）午前10時  
場 所 前原暫定集会施設・A会議室

### 【第7回委員会の日程】

日 時 平成23年6月29日（水）午後6時30分  
場 所 未定

## 発 言 内 容

【安藤委員長】 それでは、今日の次第に沿いながら進めさせていただきます。最初のところで事務局の方、資料の方を確認していただければと思います。

【鈴木課長】 本日もご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、本日配付させていただきました資料について確認させていただきます。皆さんの机の上に置かせていただいておりますが、一番上に本日の次第がございます。次第の4番目に提出資料の項目がございますが、まず(1)、第4回検討委員会、3月2日における主な発言要旨。ということで、こちらが番号1から39まで発言順にまとめられているものになります。7ページございます。次に(2)、第5回検討委員会資料になります。

本日第5回の議題に沿った資料になります。こちらの方が6ページまでございます。次に(3)、小金井市市民参加条例抜粋でございます。続きまして(4)、平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等になります。4ページまでございます。以上が次第に載っている今回お出しした資料です。その他に、次第にはございませんけれど、本日お配りさせていただいた資料として、第9回から第11回の小委員会の会議録、こちらが確定版になります。また、1月21日に開催されました、第3回検討委員会の会議録についても確定版となります。また、3月2日に開催されました、第4回の検討委員会の会議録でございます。これにつきましては、前回は行いました分となりまして、委員の皆様にご校正をお願いするものでございます。ご確認をさせていただきまして、もし修正等ございましたら、5月9日月曜日までにコミュニティ文化課までご連絡をいただければと思っております。よろしくお願いたします。この他、企画政策課で所管しております、市民参加推進会議の委員募集のお知らせを配付させていただきました。まだ、定員に余裕があるとのことですので、興味のある方は是非、ご検討いただければと思っております。本日お配りさせていただいた資料等につきましては、以上になります。不足している方がいらっしゃいましたら、お配り致しますが、不足している方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。それではよろしくお願いたします。

【安藤委員長】 ありがとうございます。第4回の、前回のですね、委員会の会議録がでておりますので中身検討して頂いて自分の発言と違うといった方や、こういうこと言ったんだけど抜けているという方は是非、訂正のある方は早めにご連絡いただければと思います。よろしくお願いたします。それでは、はじめさせていただきますが、今日の出席状況について事務局の方から、よろしくお願いたします。

【事務局】 はい、千葉委員と今井委員から欠席のご連絡がございましたので、今日は計8名ということになりますので、よろしくお願致します。

【安藤委員長】 ありがとうございます。はい、それでは早速中身にはいっていきたくと思いますが、第4回の前回のときにこの協働を進めていくときの考え方みたいなものを皆さまから結構フリーにいただいたところがございます。そういったフリーに頂いたものをもとにしながら、少し考え方を整理すると、そういうことでもって考え方を整理するということは、報告書の柱をどうするかという、この部分になってまいります。そんなことを含めて、それがどういったところに当てはまるのか、というようなことをこれから議論していかなければいけません。お手元の資料のところ、第4回検討委員会3月2日における主な発言要旨ということで、これは皆様方が発言していただいたものですね。少し要約的にしながら入れさせていただいた、出していただいたところで

ございます。これをこれから報告していく、いわゆる小金井市における協働を進めていくに当たっての基本的な考え方を整理する、その柱立ての中に皆様方が発言していただいたものを入れていくという、作業をこれからやっていくということですが、全部入る部分と若干入らない部分を大きくくりにして入れさせていただくのと様々あるかと思いますが、今日は、その部分をくりにさせていただくということです。それから、このまともていくのにですね、それぞれ皆様の考え方、ご意見等を入れていくわけですが、それを整理することを含めまして、起草委員会というのは当初のスケジュールに入れさせていただいたかと思いますが、その起草委員会の中で細かい文言等を書きあげていきますが、今日の役割はそういった答申をしていく、この整理をしていくときの大きな柱みたいのところ。それと、そこにおける考え方みたいなものを是非、議論をしていただきたい。大枠を書き留めていきたい、というふうに思っております。そういったご発言をもとにして起草委員会の中で細かく、書きあげていただくという段階に進めていきたいと思っております。今日はそういう意味での、この小金井市が進めていくためのいわゆる中身について議論し、確認するというのが大きな目的になるかと思っております。今度はお手元の資料の第5回検討委員会資料という部分について見ていただければと思っております。これにもとづきながら進めていきたいと思っております。すみませんが事務局の方で、この今日の検討委員会の資料の内容について大枠を少しご説明いただければ大変ありがたいと思っております。それではよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、4月19日、今週の火曜日でございますけれど、正副委員長と事務局との事前打合せを持たせていただきました。そこで資料等についても、ご指示をいただきましてまとめたものでございます。次第なんですけれど、今日の議題は定義と意義、原則それから仕組みとなっておりますが、定義と意義と原則につきましては前回もご議論いただいたところでございます。しかし、方向性がまだ出てないということもありまして、再掲して欲しいという指示がありまして再掲させていただきまして、今日は新たに協働推進するための仕組みというところを入れさせていただきました。こういうことを前提に検討資料を作ったところでございます。第4回検討委員会においての主な発言要旨ということで、配付してございますけれど、以後ですね、正式な会議録は全文記録ということに決めておりますので、要約したものを毎回出したいと思っております。これは1/10以下に圧縮しているんですけど、起草するときにはですね、あるいは議論をするときに参考になりやすいのかなということもありまして、以後このような要旨を毎回配付させていただきたいと思っております。それで今、委員長がお触れになりました、第5回検討委員会検討資料をご覧になっていただきたいと思っております。最初に小金井市協働推進基本指針との関係についてでございますけれど、委員さんにご理解いただきたいという趣旨で作成したものでございます。一つはですね、協働推進基本指針が配付させていただいてますけれど、これは成り立ちを少し書かせていただきました。平成12年3月に策定された小金井市におけるNPOに関する施策の基本方針を確定される形を発展させる形で平成20年2月に策定されました。基本指針は市政の参加と協働の指針を目的にした市民参加条例が平成16年6月に制定され、第3次基本構想後期基本計画で協働のまちづくりが掲げられたことなどを背景に策定されたものです。この基本指針は、丁寧な手順を踏んで策定されております。ワーキンググループ、これは主に係長職でございます。あと、庁内検討委員会、これは課長職ですけれども、数回それぞれ開きまして、原案をつかってワークショップ、それから市民と意見交換会、これも3回ほどやっ

ておりますね。市民の意見も交えながら市の指針としてつくったものでございまして、現にこれが効力を有しているところでございます。そこで、この検討委員会が検討している協働の背景、定義、意義、原則等を答申に盛り込むとすれば、この基本指針との関係を整理し、本委員会としての一定の見解を含めて盛り込むのが望ましいのではないかと考えております。5番目として基本指針を発展させる形で新たな方針を策定すべきであるなどと答申に踏み込むかどうかは、今後の議論によるところでございまして。一応、指針との関係も一定の整理をした方がいいと思います。起草委員会による答申案もこれも委員長のご発言にありましてございまして、検討委員会でその都度具体的な答申の案文まで詰めることは困難だと思いますし、そこで検討委員会が一通り終了した後、起草委員会、予算では6回程度考えております。9月に2回、11月に2回、1月に2回ということで、その間に本委員会を開きまして、起草作業とすり合わせを行うということになっております。従いまして、検討委員会では各議題について議論の後、一定の方向性を出す程度に留めるのが、通常でありまして適当だと思います。これは、前段でございまして。2ページをお開きいただけますか。以下の資料は、正副委員長の意見を受けまして、議論のたたき台としての作成したものでございまして。前回の第4回検討委員会で、公共とは何かについて大分議論があったかと思っております。一つの参考ですけれども、政府における新しい公共というのが今、議論されております最中ですが、この円卓会議における新しい公共宣言、これは前回資料としてお出ししました。これによりまして、新しい公共とは以下の様にも定義づけをされています。2番目になぜ今協働なのかという、協働の背景ですけれども、これは各市がハンドブック等でわりと掲げているものですが、一つの例で1、2、3、4と挙げてございまして、下の1におきましてなぜ今協働なのかを明文化し、認識を共有することにより、市民協働の推進に資するものと思われまして。各市のハンドブック的なものにもなぜ協働なのかということが書いてあります。これは一例として挙げたものであります。それから3番目ですけど協働を定義付ける意味と、なぜ今さら定義なのかという議論もあろうかと思っておりますけれども、協働という言葉はご承知のとおり、最近使われ出しました造語でありまして、その意味を含めまして市民生活に定着しているとは言い難い状況でございまして。そのため、人によって協働の意義やイメージがまちまちであるといえます。ちなみに広辞苑を引きましたら協力して働くこととなっています。それに意味を付与するわけでございますので、ある程度小金井における協働はこういうことを言うんだということを定義付けるということになると思っております。従って、次に3ページの(2)にやはり市民活動団体や行政の協働の認識をできるだけ共有するために定義付けした方が望ましいと思われまして。(3)では今、市民参加条例、第4次基本構想、第3次行革大綱、いずれも協働の定義を掲げておりますけれども、若干のニュアンスの違いがございまして。4ですけど、これは委員の皆さん共有している実感であられると思っておりますけれども、小金井市の実態調査で市民活動団体は協働事業と考えているけれども、市の方では単なる委託事業と捉えているケースが、あるいは逆のケースがすごくあるということが明らかになりました。市民協働のあり方について委員会が一定の定義付けを答申することにより、今後の小金井市における協働の基準となることを期待するものでございまして。以後、この委員会で答申した協働についての一定の定義付けは市の協働の定義付けとなるだろうということでありまして。4番目ですけど、それでは協働を定義付けるにあたってどういうことを議論すべきかということで、少し書かせていただきました。一つはですね、主体をどのように表

現するかということでございます。前回の委員会でも協働の範囲をどうするかということで若干の議論があったかと思いますが、これはつまり市民活動団体と市、行政を主体として協働の定義付けに持っていくのか、それとも異種、異質の組織が、という形で主体を広く広げるのか、という議論になります。それから2番目として協働の原則、これからも今日も議論していただきたいと思いますけども、どこまで盛り込むのかということです。それから、協働の定義にもし公共の利益や公共性などの文言を入れるとすれば、さらに公共の意義を吟味することが望ましいと思われまます。それから、小金井市の現に生きている定義をもし変えるとすれば、そのあたりの整理をどうするかという議論をされた方がよろしいかと思われまます。5ですけど、協働の意義又は効果、意義と言ったり、効果と言ったりしますけど、これについて若干触れさせていただきました。一つはやはり協働の意義または効果を明記することにより、市民活動団体及び市民共通の認識が生まれ、市民協働推進に一定の効果が期待できるということでございます。ただ2番目に触れましたけど、一般的に協働の効果を出している例、意義を出している例ですね、それと効果が及ぶ客体ごとに分けて出している例があります。例えば中央区の例等は市民にとって協働の意義とは何か、市民活動団体にとって協働の意義とは何か、市行政にとって市民協働の意義は何か客体ごとに分けて意義付けをしております。次のページ、4ページをご覧ください。協働の原則の例がございます。それは原則を例示することによって効果が期待できると思われまますが一応、若干触れさせていただきます。2番目ですけど、横浜市、全国的に協働の先進市であります。平成9年、全国に先駆けて横浜コード、横浜規則というような意味ですけど、これは協働の6原則ということで、以下のような原則を策定致しました。当時、横浜市の市民活動推進検討委員会の座長として横浜コード策定の中心的な役割を担われました堀田力さんは1、2、4、5は当然原則、1、2は絶対、4、5は当たり前。3は協働の本質ではなく政策的に定めた原則。6は協働事業の客体、顧客が一般市民であることから生まれる原則等とおっしゃっております。(3)はですね、各市で策定されている協働の原則であるこの横浜コードがどうも基本になっているように思われまます。それから(4)ですけど、小金井市の協働基本指針では、次の4原則をですね、協働の原則として掲げてそれぞれ説明を加えております。中身をご参照いただきたいと思います。検討委員会では、この基本指針に掲げられている協働の原則を一つの検討材料にして必要に応じて修正すること一つの方法だなど考えております。7番目、市民協働推進の仕組みでございます。これが(1)として市民、市民活動団体代表、学識経験者などで構成されている市民協働推進組織の必要性として挙げさせていただきます。実は、これがアイウエと書きましたけれども、市民参加条例の抜粋というものをちょっとご覧頂きたいと思われまます。そこで今、この組織、この関係がどうなっているかということについてちょっと触れたいと思われまますけど、市民参加条例の第26条にですね、市は要するに市民参加推進委員会を設置すると、第27条に推進会議はこの条例の運用状況を審議し、条例の見直しを進めて市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するとしております。それから、28条以下はその組織等について定めております。ですから今、市民参加条例で市民協働についても規定をしておりますので、形式的にはですね、市民参加推進会議が協働を所管している、というふうになると思われまます。それとの関係がありますので、整理する必要があります。それから(2)で市民協働を推進するための行政組織の整備ということで挙げさせていただきましたけど、専担課の整備及び専担職員の配置ということでございます。現在は

コミュニティ文化課の文化推進係という一係に配属されている職員が市民協働を兼ねているということです。ちなみに多摩26市中15市が専担課を設けております。一番多いのは市民協働推進課というのが一番多く、専担課を設けております。イとしまして庁内の横断的な市民協働推進組織の整備。専担課も大事なんですけども、庁内の部長職、課長職で推進組織する横断的な推進組織の整備をしていく必要があるということです。また、時々議論になっております市民協働推進するための条例の整備等も一応仕組みとして挙げさせていただきました。それから、8として市民協働を推進するための方策について。今日の議論として予定しているのは7番目までなんですけど、8、9、10、11を含めて挙げさせていただきました。本委員会が市長から諮問を受けたのが2つあります。一つは小金井市における市民協働のあり方について議論して欲しいと。二つは(仮称)市民協働支援センターのあり方について議論して欲しいと。その大きな諮問事項の1について、一応議論の材料として8、9、10、11を含めて挙げさせていただいたわけでありまして。市民協働事業の推進の方策について項目だけ申し上げますと、他市等の例を挙げさせていただいたんですけど、協働事業の提案制度の創設、それから市が単独で実施している事業の一部を協働事業にするための方策、これはですね、先般、調査報告書のまとめを出させていただきましたが、まとめの中で、現在、市が単独で実施している事業にも協働事業として実施した方が効果的だと思われる事業もあることが分かった。協働事業にふさわしい事業には今後積極的に市民協働の手法を取り入れることにより、市政のさらなる充実を望むものであるというふうにもまとめております。そういうことで(2)を入れさせていただきました。それから委員会で議論になる協働事業の評価制度の構築ということで入れさせていただきました。それから、9として独立させていただきました。協働事業の契約のあり方についても入れさせていただきました。一つは協働契約書、合意書、役割分担表の検討でございますけれども、これが直ちになかなかすぐには難しい色々な状況が若干ございます。それで、協働契約書を作っている自治体はあるにはあるのですが、少数派でございます。(2)としてそれに至る経過措置として、現在の委託契約書を少しでも協働事業に相応しいものにするために対等の原則、責任分担、どういう役割を果たすのか、話し合いの促進、そういうものを入れた協定書を採用している市が非常に多くなってございます。従いましてそういうことの議論をしていただく必要があるのかなということで、入れさせていただきました。それから市民活動団体等を育成するための方策、これも一つの独立した項目として入れさせていただきました。これは大きな諮問事項の2の(仮称)市民協働支援センターの機能と重複することになりますけども、1から7まで挙げさせていただきました。11として市民協働を推進するための環境整備ということで、市職員の意識、協働意識の向上、市民、市民活動団体等の協働意識の向上、市民協働の担い手等の人材発掘、育成、市民活動団体等一覧の編集、IT化について挙げさせていただきました。最後に平成22年度小金井市市民協働支援センター準備室の活動等ということで委員の皆さんに準備室が平成22年度どのようなことをしたのかということをもとめたものをつけさせていただきました。詳細は省略しますが、特に3の準備室の活動等の内の相談業務をご覧いただきたいんですけども、一応累計で76件の相談を受けました。正式別に分けますとアイウエオということになってございます。必要に応じて担当課長等に伝えております。それから話し合いをという場合には話し合いの場を含めて対応しております。今日も環境部との話し合いを行いました。良い方向に行きつつあります。以上の通りであります。後はご覧いただきたい



と思います。以上です。

**【安藤委員長】** はい、ありがとうございます。前回皆様方からいただいたものを踏まえてこの協働を推進していくときの考え方とか方策とかというものをどういうふうにとまとめるかということでもってそれで今日の議論外の部分を含めて全体としてこういうことの項目が必要なのではないかという柱立てをさせていただきましたので、これを順次一個一個項目ごと少しずつ要点を詰めていきたいというふうに思っております。そんなことでもって自分の発言がここに入るな、ここに入るなという事を是非思いながら色々な議論をしていただけるとありがたいなということと、もう一つこれは最後の方になってくるかと思いますが、今事務局の方でお話していただきましたように小金井市としての協働推進するための指針というものがあるんですが、必ずしもそれが十分ではないということもあってここで議論をされたものがその指針に加えていけるであろうということも含めてそんなことでもってまとめていくとも考えております。どうなるか分かりませんが、市民参加条例というのが現に16年の時に作られたものがございますので、場合によっては、その部分については協働というものが非常に触れている部分が非常に少ない部分になっております。そうするとこういった部分についても協働をどう入れていけるのかいけないのかは、ちょっとこれは政策的な問題もありますので何とも言えませんが、いずれにしても、この議論しているものが何らかの形で政策として位置付けていくというふうに考えていきますと、何らかの形の条例ということが必要になってくる部分があるのではないかということを含めて、実際議論をしていかなければいけないのかなというふうに思って整理をさせていただいたところでございます。そんなようなことを含めて皆さんの考え方を少し出して頂けたなら中身をまとめていきたいというふうに思っております。今日は、議題にありますように協働を推進するための仕組みまでという話しになるかなと、もしかしたら4番目のところまで行けるか行けないかちょっと分かりませんが、とにかくそこに向かって少し皆さんと議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。まだ、次回もありますので残されたところについては、次回にまわしていくというようなことでいきたいと思ひます。いずれにしても、この委員会の議論は先ほど事務局からございましたように、ここで大きい方向性といひましようか、その部分を確認していただいたところでもって、後はその部分を踏まえて起草委員会の中で文言をきちんと整理していただくということになりますので、ここではてにをは云々というのはございませぬので、方向性の議論をしていただきたいというふうに思ひます。無論議論が分かれば両論併記ということもあると思ひますが、いずれにしてもそういうことで方向性ということでの議論を是非お願ひしたいというふうに思ひます。全体通してこれから少し順番に入っていきますが、全体を通しての流れとか進め方みたいなものを説明させていただきましたのですが、そこまではご質問等はいかがでしょうか。

**【山路議員】** ちょっと一点教えていただきたいのですが、一番最初の協働推進基本指針との関係についてということで1から5まで書いてありますよね、これを読んでもですね、今から、3年前になりますかね、つくられた協働推進基本指針との関係を整理しようと、委員会としての一定の事を盛り込むのが望ましいように書かれていますけども、要するに協働基本指針ではなぜ問題があるのかというところがですね、その後の2ページから3ページの所の協働を定義付ける意味にもかかってくる話しなんですけども、3年前に作られた協働推進基本指針がかくかくしかじかのような限界とか、今の時代にそ

ぐわがない点があるのでっていうのがよく分からないんですよ。それは加藤さん、どういうことなんですか。

【事務局】 それはですね、資料はお持ちでしょうか。

【山路委員】 持ってないです。持ってないから聞いてるんです。そののところが見ないと議論にならないですから。

【事務局】 何部かございますので。実はこの中にですね、協働の定義が入っていないんですよ。協働とはという言い方をしている部分がありません。それからですね、協働の意義についてですけど、背景あたりから導かれないわけではないんですけども、協働の定義がこれである。あるいは協働の意義、効果はこれこれであるということがここでは明文にはなっていない。それなりに丁寧な、先ほど言いましたように、過程を踏みながら最終的にはパブリックコメントまでやって市長の決裁を経て制定されたと思うんですけども、現に生きてる中で、現に生きてるわけですけども、指針としては。ただそういった他市にあって表現されていないものがあるということもあります。それでは本委員会が定義付け、意義付けをしないでこの基本指針でいきましょうというのかどうかなんですか。定義付け、意義付けをすれば、やはり協働指針に加えることは、何らかの関係付けをする必要があるのではないかと思ってこのような書き方をしたわけです。

【山路委員】 だとしたら、もう少しこういう意味での限界をもってというのは、分かりやすく、これは一つの検討資料として出されているわけですから、そこまで書かなかったんでしょうけれども、これはちゃんと書いた方がいいですよ。

【事務局】 事務局として書ける限界がありますからね。現に生きているものがありますので、それはご議論の進捗によってですね。

【安藤委員長】 報告書の中には、恐らくそういうことも踏まえながらこういうことで更にという形に多分ならざるを得ないんだろうと思いますので。

【山路委員】 今更言っても仕方ないんでしょうけど、協働推進基本指針をつくる時にそういう定義付けとか何とかやらなかったんですかね。よく分からないのですが、つくる以上は定義付けっていうのはまず原則としてある。その効果も当然書かなければいけないだろうし。なんとなく協働で行政と市民が一緒にやるということが当然の前提としてあったということで、改めて定義付けする必要はないという認識だったんでしょうかね。

【安藤委員長】 恐らくですね、つくり方からいきますと、市民とのワークシップを一回やっていますけれども、基本的に行政内部における協働するための考え方みたいなことを整理しただけなので。いわゆる市民と一緒にどうやっていくのかという市民側の意見というのを十分に入れた形での議論をしてなかったというのが、一つの大きい要素としてあるのではないかと。だから今回の委員会もまさにその部分をどう補強するかというのが、この委員会に求められている一つということで定義とか評価というのを入れていかざるを得ないというふうに解釈を私もしているところでもあります。どういうふうにするかというのは、最後のところで色々まとめますし、なぜこういうふうにまとめたのかということを入れざるを得ないということですね。他にいかがでしょうか。

【白井委員】 前回欠席してますので、ちょっと経緯というものを理解出来てないかもしれないのですが、そもそも協働というのは手段であって目的ではないですよ。この基本方針をさっきも言っていましたけれども、目的というのはこれは生きてる、でいい

んですか。それとも目的というところから考え直すっていうことで間違いはないですかね。

【安藤委員長】 基本的にはこれは生きてる指針ですよ。

【事務局】 それにつきましてはですね、こういうふうに理解されてはいかがでしょうか。協働は手段ではなく目的ではないかという言い方をされていますけれども、協働することそのものが目的ではないわけですよ。そういうふうに。

【白井委員】 はい。

【事務局】 市民により市民サービスを提供するための手段であって、協働そのものが目的ではないわけです。従ってそれを背景に協働は手段であって目的ではないという言い方がされる。だから、この協働の理念と目的、この目的というのは、やはり、市民協働を推進することによって達成されますよ。その場合の目的を言い、手段であって目的ではないという使い方とちょっと違うんですよ。

【安藤委員長】 それでは、いいですかね。分かりづらいところではありますね。

【白井委員】 分かりづらいというより、私の理解力が足りない部分があります。要は何がいいかということ、定義とか意義とか考える以前に何のためにあるのかということをしっかりしておかないと。

【事務局】 何のためにあるのか。まさに目的でいいのです。それは追及して行ってね。ただ、協働は手段であって目的ではないというその比較をするときは協働そのものが目的ではない。という意味にご理解いただきたいです。

【安藤委員長】 これから中身に入りますけれども、なぜそういう新しい公共という概念が出てきたのかという一つの背景的なものがあるのが一つですね、それからもう一つは、協働というのは行政だけでは出来ないんですよっていうことをはっきり言い切っているわけですよ、この新しい公共事業っていうのは。やっぱり市民が色々な形で動いている部分もこれも一つの公共なんですということをどう位置付けるかなんです。だから要は何て言うんですかね、行政がやることは全部公共だということなんですけども、市民がやっていることも公共なんだと、だから一緒に手を組むんだ、というね。だから行政は公共でない出来ないわけです。公共性がないと。恣意的なものでは出来ないと。だからそういう意味では市民がやっているのも公共なんですっていう。違う客体なんですけども手を一緒に組んで市民の生活のためにプラスになることをやっていきたいと思います。だから市民が主体なんです。そのためのルール作りですということなんですよね。

【白井委員】 すごくおっしゃることは分かるんですけども、その事前の前提も分かっているんですけど、まあ、要は意義とか定義を、本当に意味、内容が区別出来るように言葉で明確に限定するという形で、例えば委託は当てはまるのかとか、そういう議論が出てくるじゃないですか。その前にその定義することで目的を明文化されているものがないと、定義付けというのが、限定というのが当てはめやすくなるのではないかと思っております。考え方の順番なんですけどね。

【安藤委員長】 軸がないと決められないんで、その軸をですね、どういう考え方をもって協働していくのかということ、軸を少し定めておいてそれにどう当てはまるのかとかね、その部分ですので、全体議論するなかで最終的にそれに本当に当てはまるのかどうかということですね。当然議論していくときの協働に対する考え方の柱とかその軸だけは定めて議論していかないといけないわけですね。そうしないとあちこち飛びますからね。そんなことでもって今定めているところでもありますけれども、まあ行政が作ったこの方針がいいのかと、少し膨らませなければいけないかどうかというのは議論

をして行く中で出てくるだろうと思います。それをもって先ほど指針のことを申し上げましたが、変えなければいけない、ということもありうるかもしれないというその前提を説明させていただきました。それでは順番にいきたいと思います。それでは、一応これが仮の柱ですので、場合によっては起こした方がいいとか、場合によってはここはくつつけた方がいいといった議論になるのではないかと。一番上から考え方を少し整理するというふうにいきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは先ほど言われたようなことなんかは前文なりに入れて中身に入っていくわけですが、2ページ目のところのまず一つ目の項目として新しい公共という言葉を入れさせていただいたところです。基本的には政府の方も新しい公共という事業をいま出してきていますということを含めまして、少し従来の公共という部分だけではなく、先程少し触れましたけれども市民が活動しているそれも大きな公共の一つなんだということも枠組みの中に入れていかざるを得ないだろうというふうに思いますが、その辺の新しい公共の概念をそこに入れるということをもって考えていきたいというふうに柱を考えていきたいと思います。これについてはいかがでしょうか。こんな考え方をいれたらどうかとか、余分な部分があるのではないかとか、その辺いかがでしょうか。

**【飯野委員】** 戦後65年が経ちましてね、民主主義が定着してきたわけですよ。それに伴って、市役所のサービスというものもただ提供するというのではなく、市民もそれを受けるという立場のそういう関係ではなくなってきたというか、薄らいできたわけですね。ですからそれが自然と公共へと繋げていければいいんですけども、やっぱり皆に受け入れていただけるのはここだけの表現の仕方にした方がいいのか、それはちょっと分からないのですけれど、やはり民主主義が皆の努力でこういうふうな平穏な落ち着いた社会を作ってくれたなと思うんですよね。それで結局市民の多様化であったり、多岐にわたる色々な意見ですとかそういった要望を今までの受け身の体制から自らの考えを述べていくという、そういうような形に持ってきたんだ、ということをややはり協働の、というところに持っていければ色々な世代の方々にも受け入れていただけるのではないかなと思うんですよね。それと個人的な事なので横にいらっしゃる先生にしかられちゃうんではと思うんですけど。色々な考えをまとめていったときに今回の大地震が起きまして、それを今までと同じような仕組みというか、そういうことで続けていけるのか、ということをやちょっと改めてどうしても私はここで言いたいなと思ったのです。今まではお金とか資源とかってそういうものには依存しすぎてきたわけで、それで行け行けどんどんっていうふうにしていったらこういう今回の様な全く想像もつかなかったようなことに遭遇したわけですよ。それでですね、ここで今協働ということを考えていくというふうにしても今やってる協働の仕組み、あり方をこのまま続けていってもいいのかどうかと、そしてまたさっきも言いましたけど、お金とか資源とか、結局計画停電とかってことが起きることがありますから、そういうことなんか踏まえてももっともって質実剛健にこれからしていかなければ、せつかくその意義を考えるんだったら細々でもいいから、していくというのが市民の方々の考えに、多少なりともあるんじゃないかなって、一応今のところそこまでですけども。あと私ずっとこの資料をちゃんととってあるんですけど、いつもいつも読んでるわけではなく、読み終わったらすぐ置いてしまうんですけど、市民協働の理念ということを掲げて必要最小限の事業を行っていききたいというふうに思った。一応今のところはそこまで申し上げたんですけど。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。すごく大事なところなんで、2つほど触

れているのかなと思いますけど、1つは後で議論になるのもいいんですが、災害のときこういった協働というのをどう捉えるかというのをちょっと考えるのもいいかなという感じがします。これも現地に行かれるとお分かりいただけると思うんですけど、行政だけではなくてもう色々な様々な市民が動いています。行政も一緒にやっているということも含めて考えていくと、やはり災害という軸から何が見えてくるのか、そこが少し具体的な中に入れられないのしょうけれど、背景的な何かをちょっと入れないといけないのかなという感じがします。それからそれにふえんして飯野委員に言っていたのが、行政だけが今までやってきたものに対して市民も考えなくてはいけないんじゃないかと、市民がどういうふうに主体的に考えて自分の生活なり、街を考えていくのかなと、その辺のところが多分この新しい公共という中にぐっと入ってこないといけないのではないかと思います。ただ単に行政やってください。というのではなくて市民がどうやれるかということが、新しい公共の枠の中の考え方に入れざるを得ないのではないかと、そのように聴かせていただきましたけども。他にはいかがでしょうか。

【山路委員】 今の話し、飯野さんが言われたこと、全面的に賛成でございます。それで昨日実は私の大学で大震災の研究会やったばかりなんですけど、やっぱりそのときにもお互い話しあったのは、大学ですから一応、今までの学問の枠組みみたいなものがあるって、やっぱりそれ自体を考え直さなければいけない、ということをお願いしていることが一つと、それから多分飯野さんが言われた、暮らし、生活のあり方を、質実剛健と言われましたけども、私もその言葉が最近だんだん好きになってきたのですけれども、原発がその象徴だと思うんですけど、今までの暮らしとか生活のあり方を見直すということをしていないとですね、なかなかこの原発問題という大事な、避けて通れない問題もなかなか突破口を見出すことが出来ないのではないかとというふうに思っております。そういう意味でも賛成なんですね。安藤委員長が言われた協働との関わりでどう考えていくのかっていうのは、これも新しい公共という形のタイトルとするかはともかく、その中でもやっぱり今回の大震災で協働、特に市民の役割、重要性というのは出てきたわけですから。行政だけでも今までの法制度ではとても対応しきれない問題が一気に噴き出したわけですから。そう意味での市民が中心になってももちろん行政と一緒にやっていくという意味で協働の重要性が、今回の大震災でも改めてはっきりしたのではないかと、ということ盛り込んでもいいのではないかと、という感じがします。まさしく今回の大震災は色々な意味での転換ですから、それを協働と結び付けていくと論じていく、今の飯野さんが言われたこととも合わせて指摘することが必要なのではと思うんですけど。いかがでしょうかね。

【安藤委員長】 他の方いかがでしょうか。

【堀井委員】 それは新しい公共という言葉で表現するかどうかは別にして、私たちが何のために協働するのかというと、やっぱりまちづくりだと思う。その辺を含めて、飯野さんがおっしゃった理念を抜かしてはいけないんじゃないかと思えますね。きちんと理念が語られて、具体的に、どういうふうになるのかという仕組みなり協働なりというのが出てくるのではないかなと思っています。それは協働の基本指針では「はじめに」に割と簡単に書かれていますけど、そこらへんではないかというふうに思います。

【山路委員】 それとですね、新しい公共という言葉そのまま引用していいのかどうかという疑問がありまして、鳩山さんが言い出したことはですね、別に新しい公共でも何でもありませんよ。それでは古い公共とはなんだと言ったら、要するに従来型の行

政が中心となった公共ではなくて、市民なり、ここで書かれている企業も含めてこれが行政と一緒に手を組んで一定のルールの下でやるというのが新たな公共だということを言ってるのだけれども、そんなのは色々前から言われだしてますよね。

**【安藤委員長】** 10年前からやってたんですよ。我々は。

**【山路委員】** だからそういう意味では新しくもなんともないと思ってるんですよ。だからやっぱり大事なのは堀井さんが言われたようにその、言葉の問題よりはむしろ我々はこれからどういう社会を作らなければいけないのかという、今飯野さんが言われたようなこととも関連するんですがね。そのためにこういうことは必要なんだというふうな、そういう脈絡で書いた方がいいのではないかと。新しい公共ありき、ということではないと思います。

**【安藤委員長】** だからそういう考え方を、この中の前提に入れないと、従来の行政がやってくれたものについて市民が参加する程度のことでお茶を濁されてしまうから、そうするとやっぱり市民が主役になりながら行政とまた色々な所と手を組んでやるみたいなこと、そこがきっちり入らないと、多分ダメなんだろうと。そういった言葉的には新しい公共なんだけど、言葉自体の問題ではなくてその概念を入れておくということを前提にして協働を考えましょうということかなと思います。

**【吉田委員】** 一つが非常時、今回のような大震災というのはワンオブゼムだと思うんですよ。色々、これから色んな新しい問題もでてくるのではないかと。そういったときに協働をどういう考え方をすればいいのかという。ワークショップは、3つ立ち上がりつつありますけど。新しい目を、非常時のときも、災害の時も一つの柱としてなるかもしれないけれど、その時にどういう組織作りをして、どういう、市が、行政が支援するか、経済的な、精神的な、財政的なものを含めてどう取り組むかということも盛り込みたいな、という気がしますけどね。人、モノ、金をどういう形で支援するのかというのを協働支援事業の中であり方について持っていたいなと思います。

**【安藤委員長】** それはどうするかのところが多分出てくるのかと思うんですけど、今言ったような概念的な、理念的な部分で行政はどういうことをやるのかといったときに、例えば人、モノ、金と言ったけれども、皆全部出すわけではなくて、どういう考え方でだすかみたいな部分を整理した方がいいということですよ、きっと。はい、ありがとうございます。その辺のところは最初の段階で新しい公共という言葉はどうするかは別にしてもそういう概念で少し触れておくということにしておきたいというふうに思います。そうするとそういう新しい、市民も主体となって地域でもってまちづくりをしていくという、市民の主体性みたいなところを全面的に考えていくと、そこにおける行政の役割になりますが、協働という部分をどういうふうに捉えるかとなる部分が、協働とは何なのかというということが指針にも多少含まれております。こういう背景的なものを入れさせていただく。3番目の所では協働の定義付ける意味ということも含めて入れさせていただきました。これが大きな流れになると思いますので、2、3というところを含めて少し考えさせていただくところと思います。2番目のところは確かに背景的なことを謳っているところですので3番目の方が少し定義的なものを少し含めながらになりますが、これが指針とも絡んできていますので、指針を見させていただきながらご意見いただければと思います。ちょっとすつとばしていただいて結構ですので、言わんとしているところだけ拾っていただければと思います。少し背景的なことと、小金井市における背景的なものということと、小

ていただきましたが、要は小金井市の定義、協働に対する定義っていうものがないものだから、こういうことで定義をしたいという、そのことをこのところに謳っているわけですので、これが多分今後の小金井市における協働に対する基本的な考え方、枠組みになってくるといふそういうこの背景的なものになります、そういう考え方だということ認識していただければよろしいでしょうか。

**【飯野委員】** 確かに市民が主体性を持ってきているということではお金とか資源というものを個人個人で作ることは出来ないという言い方はないと思いますが、またちょっと違った意味で、資源なんかはもちろん上から与えていただかなければできないことですから、その関係はとても難しいし疑問だと思いますけれど、やっぱり普通だったら生きていくというか、生きていきたいということだけを考えれば、一人一人が本当に知恵と英知を出してまずそれを基本として、それを問い正していくというか、そういうことをやっていけば、さっきの理念に絡ませて、NPO 法人でも、どこのコラボでも色々な知恵もでるだろうし、市民からの考えというんですか、そういうものがより多く出されて、可能な限り市役所の方で吸い上げていただくという、そういうふうな方に持っていければいいと思いますかね。

**【安藤委員長】** 恐らくこの協働の中では行政と市民と色々な協働の仕方があるわけですが、いずれにしてもその協働するということに、市民が主体的になりながら作り上げていくというこの部分がものすごく必要になってくる、このところをどう称するかみたいところを多分定義の中には必要になるというふうに思います。いわゆる従来のように行政が何か市民と一緒にやってください、ではなくて市民が主体的になって物事が動いていけるという、そういう枠をどう作るかというようなその辺の考え方を定義の中で当てはめていく、枠を作ってあげないといけないのかなど。その辺のところは背景だと。次のところにいけば、協働の定義というものが、どういうふうにするかというのが4番目のところにありますけれど、そういう背景だということでご理解いただければと思います。それでよろしいでしょうか。

**【白井委員】** 背景のところに戻りますけれど、一見矛盾するかもしれないですけど、ある意味、義務的なニュアンスも盛り込んだらどうかなとちょっと思ったんですけど

**【安藤委員長】** どっちが義務になります。行政がですか。

**【白井委員】** 市民がです。要は今までおんぶにだっただけですよね。それはもう小金井市がというわけではなくて、全体的な今までの、私自身もそうだったんですけど、子供が出来るまではろくにちゃんと考えたこともなくて、市役所もろくにいったことなく、そんな感じだったんですけど。ようやくそういう意識をもった。ただ、本当はそれが全うなはずなんです。自分たちで作っていくという、何かしらの役割をやっぱり担うっていう。今まではちゃんと働いていて税金を納めていけばいいでしょ、みたいな。そんな考え方だったんですけど、背景としてはそれではダメなんです。なので主体的と全く逆だと思うんですけど、どこかにそんなニュアンスを入れたいなど。要はやらないといけないよ、みんなという。私はこういうふうにしてすごい、個人的な自己実現的に良い、人生満足度が高まっているんですけど、ここに参加することによってね。ただ、一方やっぱり危機感というかそういうのはずっとありましたけれど、それをもっとちゃんとやらなければいけないのかなど。今後市もしくは国、自治体を含めてやっていかなければいけないのかなど。そういうニュアンスとして入れたいんですよ。

**【安藤委員長】** 非常に重要だと思いますけれど、考え方によって非常に難しいとこ

ろであります。

【玉山委員】 言わんとしているところはよく分かるし、実はちょっと賛成でもあります。自分たちのまちは自分たちのせいであってというのはすごくいい理念だし、私はすんなりできる標語ですけど、多分そんな面倒臭いよっていう人も沢山いらっしゃるし、それはやっぱり従来のように行政にお任せした方がいいし、そんな時間も余裕もないし、スキルもないんだっていう方も多分大勢いらっしゃる。ただ、この価値観が多様化して様々な要求が出てきてしまう。協働が必要になったときに、私達が個々の声を挙げるということを知ってしまった、私達が生み出したんだ、みたいなことが何らかの形で、私達はそのニーズを創り出してしまったところもあるんだと。ただ単にその経済が何たら、行政が何たらという問題だけじゃないんだということが、言葉にはならないんですけど、白井委員の考えとベースが一緒だと思うんですけど。何かそんな感じのことが入れられないかなと。

【安藤委員長】 ニュアンスとしてはそうなんですよ。それは多分飯野委員が言った民主主義というところにつながるのではないかなと。

【玉山委員】 はい。そうですね。そう思います。

【安藤委員長】 下手すると作用がちょっと怖いという部分があるんですけど。そこをどうするかですよ。

【堀井委員】 私は飯野委員と歳が近いと思うんですけど、すごく共感出来ますね。戦後の民主主義の中でやっと市民が成熟してきて、市民が自ら市民社会を作っていこうとなってきたときにこの協働という理念や考え方が生きてきて、使われるというか、いままで行政にお任せ、おんぶにだっこという市民ばかりだったのが、そうじゃないんじゃないのという考え方が少しずつ定着してきたと思っています。自分達の街は自分達で作らなければダメというところを、義務という言葉じゃなくてやりましょうねという感じで盛り込んでいきたい。後ろの話しなのに、また前に戻してますけど、理念というか考え方の基本に入れていくことで、そこさえずらさなければその後の考え方は作っていけるんじゃないかという気がします。

【玉山委員】 多分そのためには市民を動きやすくすること、敷居をひたすら下げることでしょ。

【安藤委員長】 多分それがちょっとこれからの議論のところと一緒にやるよと言ったときに行政の枠組みをぐっと下に落とさせてやらかしていくという、この仕掛けがすごく大事なのでは。で、それがなくなると市民の義務になってしまうと、今度市民ががんじがらめになってしまうという逆作用があるので。それは非常に気をつけなければいけないところですね。

【白井委員】 極端な表現をしましたがけれども、義務じゃないんですよ。ただ、やらないといけない俺たちという、そういうニュアンスなんですよ。

【吉田委員】 それとね、議事録は消してもらいたいくらいですがね、原則、定義、意義。それは議論すべき大切なところなんですよ。そこにあるのはね、なぜ協働支援事業が育たないのか、なぜふ化出来ないのか、それは行政も市民も色々な面で責任あるわけなんです。それも何かに盛り込みたいと思います。いい手ですごく出来ますよね、ここで。すごく明文化して定義付けが出来たとしても何故そこにはいかないのかとか、何か今までやっても出来なかったのか、そんな場がないのか、組織がないのか、そういったものも何か考える必要があるのではないかと。皆様方にはちょっとこの場には相応し



くないかもしれないですけど。

【玉山委員】 多分、過去、行政がやってほしいことと、市民がやりたいことは絶対一致しなかったんだと何か感じています。

【吉田委員】 市民も真剣に考えていなかった。

【玉山委員】 やりたいことしかやらない側面があるんですよ。やりたくないことは、なかなか難しいですよ。特にボランティアから始まる市民団体としては。

【山路委員】 そこら辺の話は去年苦労してやったヒアリングとアンケート調査の報告書の中にですね、問題の所在が明らかになってる面もあるので、それを受けてどう今回の中に盛り込んでいくのかということですね。出てることは出てるんですよ、原因については。それは行政にも責任があったし、市民の側にも責任があったと思うんですよ。ただ、それが一般論ではなくて具体的な事実に基づいて出ているわけだから、それをどんなふうに盛り込んでいくかですよ。

【安藤委員長】 そういう意味では、山路委員が言っていたように前回のヒアリングでもちょっと聞かせていただいたわけですが、行政の皆さん方は一緒にやると言ったときに、委託してやりたいと。市民は委託じゃないと。同じものだけけど違いがでたという。だからそれはまさに考え方の違いが出てしまったという、これは当然だろうと思ってるのですが、そうするとやっぱりそのところを同じ土壌に乗せないといけなないので、そういう意味で定義っていうのが多分必要なんだと。こういうことなんだよねということ。そのときに今言ったように、市民側の方にも責任がありますよという。市民もやらなければいけないという事もいれながら、行政も今までのやり方ではダメなんですよと、その部分も持ってくる必要があるのではないかなと。その辺の所を少し言葉のニュアンスはちょっと厳しいかもしれないですけど。そういうニュアンスだということ。

【川合副委員長】 ただ、今の話しを聞いてて、難しいというかこういう場に携わった人間から見ると、今の発想で収束しそうなんですけどね。ちょっと一歩外れて私なんかはほとんどビジネスマンですから、企業人から見た場合、まてよ、と。一生懸命企業で働いていて、競争の激しい中で生き延びて利益を挙げて、税金を納めて、それによって世の中回ってるんじゃないかと。どっちを優先するのかという話しです。そのバランスが確かに時代が変わってきたから。色々な変化があるんだということがあると思います。企業ベースから見ると、白井さんの会社、彼の会社が素晴らしいと思うのは、彼が委員会に出ることを認めてくれている。企業が変わっていつてくれないと、そうはいかないんですよ。今までのままでは。そのところに今の話しは難しいし、表現も良く考えないと、また独り歩きの、言葉だけが独り歩きになるのではないかなと。現実としては回らないねと。その辺のそごがすごく大きいなと思っております。私は、時代が変われば変わるのかもしれない、そういうことを強く感じました。

【安藤委員長】 ありがとうございます。そういう考え方を踏まえたうえで協働ということをどういうふうに捉えるかっていうところで、少し4番の所にご意見をいただきたいのですが。そこでは具体的な文言がそこでは一応4つのカッコ書きのやつが4つ入っておりますけど。どういうふうに捉えるかという、どういう書き方をするのかというこの部分を少しご意見いただけるといいなと思います。一番最初の所は協働の主体というものをどう捉えるのか、協働とはどう捉えるかというこの部分です。それから協働の原則については指針の中にもいくつか入っておりますが、この辺の考え方をどう盛り

込んでいけるかということでもあります。それから協働の目的という部分もございますが、これもやや似た部分も出てきますけど、今議論していただいたようなことになるかというふうに思いますが、そのところの表現の仕方ということになると思います。ということで。公共の利益、公共性というのは当然前提として入るわけですけど、もう少し分かりやすい言葉にするかどうかという、要は個人のためではありませんよというこの部分ですので、協働するときには。その表現の仕方をどうするのかということになります。

(5) はこれからの条例に絡んでくるということですので、先に今言ってる部分を先に決めたくて条例との兼ね合いというのはまた後で考えたいと思います。協働の主体、範囲、こういった部分をどうするかということ、原則的なところをどう捉えるか。原則的なものはさっきお配りしました資料の指針の方をちょっと基本指針の方をちょっと見ていただければと。どうでしょうか、ここはどんなふうに捉えるか。

**【玉山委員】** 主体のところですけど、限定しない方がいいのではないかと考えているんですけど、ただそうすると一般企業とかが相手になってきますよね。そうすると指定管理者の場合、協働と思える、思えないとか、協働があるのかないのかとかという問題がちょっとごちゃ混ぜに私的にはなっているのが難しいです。

**【安藤委員長】** その通りです。指定管理は協働だというその論理は多分ないと思いますね。指定管理だから協働だということですよ。行政はとにかくそのようにとらえがちだし、NPO 法人の中でも指定管理でやるのが協働なのかという言い方をする人もいますが、指定管理という一つの契約の仕方だから。協働にはなるかならないか、はちょっと多分やり方によってはなるかもしれないけど基本的には違うと見た方がいいかもしれませんね。

**【玉山委員】** その辺の区分がクリアになるのであれば、限定しない方が広がりますよね。

**【白井委員】** 契約の形態は抜きにして、主体でいうと区分しない方が、限定しない方がいいのではないかと思います。もう一点、ここに市民という言葉が入るのがおかしいんですかね。団体だけではなくて市民。一市民という。

**【安藤委員長】** 基本的に我々は、個人は行政としたときには協働というふうには見ないんですけどね。参加になるんですけども。

**【川合委員】** ここで言ってる一つのあれは今回答申をしようという作業をしておりますが、この作業の範囲をどこにしましょうかというふうにとらえるんですけど。その意味で色々なとらえ方があると思うんですけど。企業とやる方法もあるし、NPO 法人とやる方法もあるし。いろいろな協働があるんでしょうけど、いろいろな意味で思いっきり広げるのではなくて、行政との協働ということで対象を思いっきり絞っていかないと拡散しちゃうんじゃないかという思いがあるのですが。今回はとりあえず、行政と NPO に限定しなくてもいい。企業も当然あるが、行政との協働範囲というものを限定してみたらどうかと思いますけどね。

**【安藤委員長】** 民間は民間同士それぞれの立場でやるわけですから、そこまで拘束されたらかなわないよっていうのが民間の立場ですから、基本的に今、川合副委員長が言ったように行政と民間とが手をつないで協働する場合のルール作りですと。そういう範囲内でとらえる。無論協働の範囲は広いのですが、今回のことに関しては行政と民間と協働する時の考え方を整理しますとそういうことでよろしいでしょうか。

**【川合副委員長】** その意味での小金井市の中のルール、小金井市の協働の定義を作

ろうと。

我々から見た時に小金井市で推進するときこの範囲のことを協働と呼ぼうと、思いっきり決めてかかってもいいんじゃないかと。その方が作業がしやすいんじゃないかと。理解する方も理解しやすいんじゃないかと、そんなふうに思うんですが。

【安藤委員長】 他にはありますか。原則的な部分もあるんですけど、これもなかなか解釈の仕方によって色んな捉え方があるんですが、まあ理念的な解釈ですから、これも。

【堀井委員】 協働の指針には原則を4つ立てていますが、もう一つ入れるとしたら、情報公開をもう一項入れておいた方がいいのではないかと考えています。それぞれの中に入り込んでるといえば入り込んでいるんですけど。

【玉山委員】 この横浜コードのことですね。

【堀井委員】 小金井市の協働基本指針の中の協働の原則のところは情報公開とか、公開っていうのをきちんと入れた方がいいのではないかとこのように。

【安藤委員長】 その情報公開っていうのをもし入れたとしたらどの辺の情報を入れます。全部ですっていうのもあるのですが。

【堀井委員】 相当大きな部分になってくるのではないかと考えます。具体的にちょっとこれとこれっていうふうには言えないですけど、広く公開していくっていう。

【安藤委員長】 我々がよくこの情報公開っていうことを言ったときの背景というのはですね、最近はかなり色々な形でプレゼンテーションしたり、公開していますので、それで少しはクリアしているんですが、従来のやり方だと行政とAという部分と内々で物事を決めてしまうプロセスがよくあるんですよ。そのことが公開される、何故そこだったのかということがよくあったので、基本的にそういう言い方は契約の場合は随意契約になるんですが、随意契約が悪いと言っているのではなくて、やっていいんだけども何故そこなのかと、どうしてそこに決めていったのかということのプロセスをオープンするっていうそういう意味での情報公開は協働を進めていくのに大事なんだっていう言い方をしているんですよ。そのことと実際に協働事業をやっているこのプロセスを常にオープンにしておくというこの辺のところですね。もう一個いうとこれはもう一個立てた方がいいかなと思うんですけど、協働の場合にはいわゆる、横浜コードで定めてるはずなんですけど、時限性っていうのを入れているんですよ。必ず。

【川合副委員】 時限？

【安藤委員長】 時限。一年間なら一年間、三年間なら三年間っていう枠のなかでこれをやりますっていうことにして、そのときに合わせて、それが公開にもつながるんですが。三年間なら三年間やりますっていう、その時にお互いどうだったのかということの評価を相互にする、そのことをオープンにするということを含めて時限性っていうのを決めていくという、だから要は時限性のときに行政がちょっと間違った考え方してるんですが、三年間でっていったら三年間で終わりになっちゃうんですよ。三年間でやったときに三年間きちんと評価をし合って、いいものであるんならば、続けましょうと。よりよいものにするなら更に続けましょうと。目標が到達しましたよねといたら終わりにしましょうと。この評価の時限が、時限性といっているんですが、行政の場合三年間たったらば、五年間たったらばもう事業が無くなります、というそれは違うんで。サンセット方式でいうと、違った解釈をしてしまったということが行政側にあるのですが、そういう意味での評価をするっていう意味での時限性っていう。

【山路委員】 それはそうすると、第三者評価っていうことではダメなんですか。

【安藤委員長】 いや、第三者評価でもいいんですが、お互いにしましょうということ。

【山路委員】 もちろんそうですね。

【安藤委員長】 それが前提なんですよ。で、その上に立って第三者の評価が必要になるんですが、お互いにまず評価し合わなければならない。で、そのことがあってもう一個つながってくるのが対等性になるんですよ。対等性の議論がちゃんと出来るかっていう。そういうのが幾つもつながっていくものなんですから。

【玉山委員】 すみません、もしかしたら前回勉強したかもしれないんですけど、自立化の原則って、これはどんなことを指します。

【安藤委員長】 基本的にはですね、この協働する時に我々がよく言ってきたのは、一つの財源でやらないという言い方してるんですよ。要はね、委託を受けても、自主財源を持ってやっていく、だからある程度 30%がいいのかどうかはちょっとあるんですけども、要は自分達が自主財源を持っていて、行政が本来違った言い方してね、横やりにこれもやれ、あれもやれと理不尽な事を言ってきたときには切りますよと。協働が成り立ちません、と切っちゃうことも前提にあるんですよ、協働するっていう考え方の中には。そういう意味では自分達でちゃんと協働していくなかにおいて、ちゃんと自主財源も含めて、意思決定も含めて自立させていくっていうね。

【玉山委員】 だとすると、例えばアダプトプログラムのようなこういうふうにもやってもらいたいっていうので出来上がったような関係は、自立化の原則をいれるとすると、協働とは考えにくくなる。

【安藤委員長】 でも、アダプトの部分も基本的にはお互いに議論しながら作ってくるわけですよ。それが違う形になった場合には切っちゃうという、そういう切れるってことは自立してるわけですよ。

【玉山委員】 ああ、そうか。

【安藤委員長】 それは成り立ちません、それは最初の議論と違うので切っちゃう。切っちゃって自分達が自分達でやりますよと。という体制を常に作っていくといこうというのが自立化の原則です。

【玉山委員】 でも、これ大事ですよ。

【川合副委員長】 癒着とか依存とか言うんじゃないですかよということですね。自分が自立しておかないと対等なパートナーにならないでしょう。

【玉山委員】 支えがないと倒れちゃう。それではダメだということなんです。

【川合副委員長】 ダメです、うん。

【安藤委員長】 とはいいいながらも弱小のところは、ここが難しいところですね。もう一個いうと何かちょっと自分達の NPO 側もそのことに気をつけるし、行政側もそういうことでもって、逆に無理強いさせることによっても団体を潰してしまうような、自立を潰してしまうようなやり方は協働にはなりませんよと、なじみにくいですよという、そのことの警戒心をですね。だからお互いの自立性の尊重というのはそう言ったところですよ。

【玉山委員】 ありがとうございます。

【安藤委員長】 基本的に今言われた部分で 4 つに対して一つの情報公開っていうのが入りましたけれども、それも入れていくってことでよろしいでしょうか。場合に

よってはその中に情報公開の中に今言ったプロセスとか一定の期限という時限的なものも含めて情報公開の中に入りますっていうことで、少しまとめていこうと思います。

【川合副委員長】 その意味ではここにいう3つ目のね、その役割分担、責任の明確化と合わせて評価というのを、この項目の中に。僕いつもついこだわっちゃうんですけど。

【山路委員】 なるほど、それはいれてもいいかもしれないね。

【川合副委員長】 評価を表現したいなど。

【川合副委員長】 俗にいう横浜コードはこういう形で6つになっていますね。小金井もこの基本指針は1番の対等性と自主性という2つの項目を1つの項目にまとめちゃってるんだけどね。これがもし横浜コードに倣うなんていうことをいうと、基本指針の表現を変えざる得なくなる。

逆にこれがあるんだからいいじゃないですかと、こだわるのであれば、これにプラス情報公開を加えるということになるのがいいんじゃないかと。

【安藤委員長】 分かりました。他には考え方をこれに付加するっていう意味でも結構ですので、他に項目としてではなく、項目はあるけどこれに対してもう少し付加して強化した方がいいとかっていう、それも含めてどうぞ。はい、一応今議論していただいた、先ほどから言ってますように、起草していただくにあたっての柱立てみたいなどころに今来てますので、細かくはどういうふうにするかと、起草委員会の中で議論しながら文言を作りますので、一応今言ったような柱立て、情報公開、評価っていうのを含めながら書くという原則をきちんといれるということでもよろしいですか。はい、そしたら行ったり来たりしていただいて結構ですので次の(3)番目の協働の目的っていう部分をどうしましょうか。これは最初の全体のところと少し重なるかもしれないですよ。なぜ協働するのかっていうところと。

【川合副委員長】 そうです。色々書いてますよね。

【安藤委員長】 ダブってる部分もありますが。事務局の方でこの協働の目的っていうのはどの辺の部分をいうのか説明してもらえば。検討資料のところ、今協働の定義っていうところまで来ていますので、今4番目のところの中の(3)の協働の目的っていう部分。どの辺を想定します？理念的な部分は多分最初の方に出てるんですよ。

【事務局】 こういう例があります。前回お配りした武蔵野市の定義の中で、「地域の課題や社会的な課題を解決するという、共通の目的のために」ということで、協働の定義の中に「～の目的で」というのを入れている例が散見されますので、どうでしょうかということを入れたんです。例えば中央区でいきますと、3ページですけど、区と公的なサービスを担う様々な団体がお互いの特性や役割の違いを尊重し、共通の目的のもとに、目的の具体的なことは書いてありませんけども、～の目的のもとに取り組むとかいうのが各市の例で見られるということから、どういうふうに表現しましょうかということの問題提起している、ということです。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございます。今、多分事務局で思ってる部分については最初の部分と今協働とはっていう、協働を進めるに当たってはという、多少の書き込みが必要になってくるんでしょうけど。そのところに入ってくる文言かなというふうに思いますが、どうしましょうか。何か特別に、こう協働する目的はこれとこれとというふうにするか、今、他の中央区とか武蔵野市とかが出てきましたが、協働するに当たっては、こういう目的だっていう文言の中で少し入れさせていただくか。

【事務局】 いずれにしても定義ですからね。長文はやっぱり避けた方がいいわけですよ。分析してるわけでも、例示でもないですから。

【玉山委員】 目的はある程度シンプルにですよ。おまけに内容も確かにシンプルかなと。要するに皆のよりよい暮らしのために、まちづくりのために。武蔵野市のような感じで私はいいのではないかと思います。

【安藤委員長】 そういうような文言を入れさせていただきながら、いわゆる協働とこういう原則ですよという事に一連の流れの中で持っていくと。そういうまとめ方を少しさせていただくということでもよろしいでしょうか。そうしますと、似たようなことが多分協働の意義というところになります、協働の意義、効果というところになります、3ページのところを少し見ていきます。意義とか効果という部分は今している議論の中に多分含まれてきますが、その辺のところを踏まえて今の原則とか前提の部分が含まれますが、そういったことを含まさせていただきませんが、特にこういう部分は協働することの全体的な意義っていうのはここにあるんだというのがありますか。基本的な部分は他でも書かれていますし。

【白井委員】 中央区のやつは対象によって分かれてる。

【安藤委員長】 対象によってね。区民にとって、行政にとってとか。

【事務局】 中央区も1ページに協働の意義というのを1.2.3と書かれています。効果、協働によって期待される効果が、区民にとっての効果、社会活動団体にとっての効果、区にとっての効果となっている。効果と意義ってどこが違うんだろうというのがあります。他の市も意義と書いて効果としたりしている例もありますので、一応中央区の例としてありますので書かせていただきました。

【安藤委員長】 何て言うんでしょうか、対象ごとに分けているという部分がちょっとあるんですけど、そういう分け方をするかどうかですね。行政にとっての効果はいくらでも出てくるんですが、市民にとってどうかという分け方をするのかどうかですね。そういう方が分かりやすいかどうか。というのはどうですか。

【玉山委員】 受け取り手によって様々なような気がして、どっちがいいのかってここで決められますかね。

【川合副委員長】 決めないと進まないですね。

【安藤委員長】 多分、いろいろなところにその部分が入ってきちゃうんですよ。何回も何回も出てくるんです。ただ、改めて行政にとって協働することの意義というのにもぼんと落とすかどうかですね。

【玉山委員】 仙台はすごくすっきり終わってると思います。効果については。例として読み上げてみますね。

【安藤委員長】 お願いします。

【玉山委員】 協働の効果ですけど、例として行政、行政の限界を補える⇒新しい公共政策につながる。とか市民ニーズを詳細、的確に把握出来る。とか事業の実効性が向上する。とかいうのがここに入ってます。NPO側としてはNPOの限界を補える⇒提案や、社会実験をしてきたことが公共政策化されることで多数の人々を対象とすることが出来る。活動資金や信用を得ることが出来る。効果的な活動が出来るなど。

【川合委員】 私は市民にとっての効果、市民をどう巻き込むか、義務化とまでは言わないけど、一番分かりやすいのかもしれないですね。市民にとってどうか、推進する我々NPOにとってどうか。行政の人にとってはどうか。その人達の理解の統一化を促す

という意味ではこの中央区方式、あるいは仙台方式はすごくいいなと感じました。

【堀井委員】 市民にとっての効果は非常に分かりづらいですね。行政にとっての効果はすごく分かりやすいですけどね。まあ、どうやって市民にとっての効果を表すことができるか、ちょっと考えてみます。難しいですよ。

【玉山委員】 市民にとっての効果？

【堀井委員】 いや、協働の相手ですよ。

【川合副委員長】 協働することによって得られる市民のメリット

【玉山委員】 それは書かれていませんよ。

【川合副委員長】 中央区だけには書いてある。

【白井委員】 結局、中央区も区民にとっての効果というのであって、区民ニーズにあったきめ細かで、質の高いサービスが受けられます。という。

【安藤委員長】 でも、協働しなくても受けてるんですよ。逆にいえば。

【堀井委員】 言い方を変えただけですよ。

【玉山委員】 中央区も客体により分かれてる。

【川合副委員長】 どういう仕組みになっているか分からないですけど、多分次の話題としてはこういうものを推進するための中間組織という話しが出てくる。

【玉山委員】 すごい原則的な質問なんですけど、今私達が作ろうとしているものを、一体誰の目に見せたいか。誰に見せたいものになりますか。

【安藤委員長】 誰に見せたいですか？逆に。

【白井委員】 私は一般市民。

【玉山委員】 市民ですね。

【白井委員】 それを見せるにあたって推進する仕組みが出来るんですよ。

【玉山委員】 誰に見せたいかによって見せ方が変わってくるかと。

【安藤委員長】 変わりますよ。だから、逆に言うと、基本的には一般市民が協働することによっての利益を享受するというのは一般市民ですよ。市民が主体的に参加するということを含めて。参加しやすい土壌を作るっていう。多分、さっきから言ってる範囲をちょっと議論していただきましたけど、行政が協働するに当たって何をしなければいけないのかというところですね、そのルールですから。絶対的に見て欲しいのは行政マンです。当然ね。

【飯野委員】 そのためにアンケートを。実施したわけですから。

【吉田委員】 それは見るでしょ。

【安藤委員長】 見ないと困るんですよ。

【吉田委員】 あのアンケート見ても課によってコメントが違うんですよ。進行中とか、分からないとか、該当しないとか、結構あったでしょ。

【飯野委員】 ありました。

【吉田委員】 あれだとちょっとね、行政側の認識度も低いなというふうに感じてしまいますね。

【安藤委員長】 逆に市民にとってみればそういう協働することによって小金井市は住みやすいよねっていうところに向かってくれれば、分かればいいわけですよ。そのためのいわゆる環境設定を今変えましょうということが協働の一つだと。

【玉山委員】 だとすると、一般的な武蔵野市とかだとちょっと漠然としてしまう印象があるのではないかと。

【安藤委員長】 もし分けるんだったら行政と NPO、市民活動団体であって、市民もということであればその前提のフレーズの中に小金井市をよくしていく、住みやすい街にしていくという前提が入るわけだから。それに当たって協働の部分については活動する団体にとってはこういう面がある、行政にとってもこういうことを大事にしていきたいと。比重は行政の方にいくのではないかなど。なぜそんなことを言ってるのかというと、仙台も、宮城も悩んでるんですけど、これが基本的な概念としてとてもいいんですけれども、いわゆる資金が得られるけど活動しにくいっていうのが出てきますね。お金が入る代わりに従来自分達がやりたいことがやれなくなってしまうという問題があります。それを今突破しようとしているのは協働の契約なんだけれども、そういう問題があるわけですよ。提案とかなんかっていうのは別に協働しなくたって提案は出来ますから。ただ実際やりやすいことはやりやすいですね。そういう NPO も一緒にやることによって、行政のやろうとしているところを更に後ろから押すみたいなのも含めて考えていけば政策的な提案には十分ありうる。だからプラスマイナスがあるんですよ。時間押してますので、ちょっとそんなようなことを含めた部分も少し入れてみましょうか。ちょっと入れさせていただきますので。はい、それではですねあと 15 分くらいのところなんですけど、これはまた次回持ち越しになるのではないかというふうに思いますので、先程はちょっと原則のところを入れさせていただきましたからここはちょっと飛ばさせて頂いて、協働を推進する仕組みの所について少しご意見いただきたいと思いますが。ここでは大きく 3 つの柱にさせていただきます。4 ページと 5 ページにかけてのところですけど。一つの横のこういった進めるに当たっての市民協働推進組織みたいなものを作っていこうということになります。それが一つ、それから行政の内部組織を少し整備、きちんと強化して下さいということと、それからこれを進めるための協働というのが今、参加条例としてありますけれど、条例という形できちんと政策の中に位置付けて下さい。ということの 3 つの大きな柱にさせていただきます。これはいかがでしょうか。

【玉山委員】 知らないのは私だけかも知れませんが、指針と条例の違いをちょっと教えていただければ。

【安藤委員長】 決定的に違うのですが。これは事務局からお願いします。

【鈴木課長】 条例というのは、地方公共団体がその自治権に基づき、議会の議決によって制定するものです。指針というのはあくまでも、市としての取組の方向性を示したものになります。

【玉山委員】 行政内部だけで作られるっていう意味ですか？

【安藤委員長】 そうじゃないのもあるのですが、拘束的には行政内部です。市民にもありますけど。決定的に違うのは、条例にすると行政の枠組みを縛るということ。この中身でやりなさいという枠をきちんと縛るということ。やらなかったら問題になる訳ですよ。そういう意味での枠をきちんと作るという。それで合わせてこれは行政内部だけではなくて市民側にも条例というのは影響を及ぼすというこれが決定的な違いです。それから指針はあくまでも行政がどうしたいのかっていうことの方角性を示しているだけです。別に市民側にとって罰則があるわけでは決していないんです。こういうものをするにあたってはこういう方向で、考えで、ということを示してる。だから行政内部では一応影響力がありますけども、多分トップが替われば変わるっていうやつです。条例はトップが替わっても変わらない。この違いです。政策が継続するか、しないかと



いう。これが大きいところです。

【玉山委員】 ありがとうございます。

【事務局】 今委員長がおっしゃった通りでありまして、他市の条例の例をお出ししたいと思うのですが、例えばですね、単行条例で市民協働推進条例があるとすれば、一つは目的、定義。それから行政の、市の責務、それから市民の責務。というふうに行くわけですね。従いまして、人的には市民全部が条例を順守する。市の職員はもちろん順守する義務があると。地域的には小金井市内で効果を発揮するというような地域性と人的な重視を含む義務が生じてきます。市民も行政もですね、そういう違いがあります。

【安藤委員長】 という違いなんですけど、多分、多くのものが指針なんです。議会を通してやるのが面倒臭いということがありまして。

【玉山委員】 本気で推進を思うのであれば、条例は望ましいですよ。

【堀井委員】 市民参加条例は、当時はすごい頑張って作ったと思うのですが、相当不備というか、不十分なんです。もう少し協働をきちんと進めていくのであれば、これは条例まで持ってきた方がいいと思うんです。それがここに盛り込んだ結果、条例が作れるのかどうかということにはちょっと。

【安藤委員長】 これはちょっと後の議論にさせていただいた方がいいと思ってるんですが。戦略的にこの条例を改正する方がずっと早いのか、協働だけ条例で突っ走った方が早いのか、というのが分からないです。はっきり言って今の状況では。ただ、今言った皆さん方のご意見の中に共通したのが条例にしておいた方がいいよねっていう方向性がありますけれども、これを変えるのか、どうするのかっていうこれはちょっと政治情勢で見ていかないと何とも言えない部分が多々ありますので。いずれにしろ何らかの形で合致したものが必要ですねっていう方向性は見えてくる、議論にさせていただいた。ということでよろしいでしょうか。条例を作るということはちょっとやっかいなんです。時間喰います。いずれにしても条例が有る無しに関わらずここで言ったように、進める上では何らかの形で市民が入ったところの、活動している人達が入ったところの横の組織みたいなものが必要ですよっていうのが一つありますので。これは多分参加条例の、市民参加推進会議と多分ダブる部分がありますので、これは後で条例の中で整合性を持たせるというそれをちょっと考えます。そういうものは必要だっていうことをきちんと謳っていく必要があるかなと思いますが、どういう推進会議をするかはちょっと議論が必要として。

【堀井委員】 市民参加推進会議がどういうふうな役割を果たしているのかを少し検証しないといけないと思ってるのですが。

【安藤委員長】 そうですね。恐らく、もしかすると、27条の所を今言ったようなことを含めると、何らかの形で手を入れなければ出来ないし、協働という事も対象ですよ。だからさっき言った山路先生の評価をどうするのかと言ったときにここできちんと評価をして、どういうふうな参加状況になっているのか、どういうふうな協働の仕方をしているのかということを中心に書類をもって分析するくらいの権限を持てるかどうかですよ。その権限が全く謳われていないので、提言することがなかったらやらなくていいという話しになりますけど。だからそういう意味で補強しないとダメですよ。ということですよ。じゃあ、そんなことをどういうふうにするのかということをもた後で少し議論いただかないといけませんね。ということと、市民協働を、行政組織は今一つの課になってやっていますけれど、きちんとした位置付けをどうさせるかですが、

この辺のところもきちんと書いておいた方がいいのかなと。

【飯野委員】 協働の支援センター準備室というのはどこが違うのですか。今、市でそういう課を設けてるとおっしゃったときに、それは協働支援センターの準備室っていうのも市役所の中にありますよね。

【安藤委員長】 市役所のなかですか。違いますよね。

【山路委員】 社協の中です。

【安藤委員長】 行政組織じゃないんです。

【飯野委員】 そうなんですか。

【安藤委員長】 よくあるのがですね、行政の方は言いづらいでしょうけど、こういうものをつくるときには、全ての部署にまたがるものですから、首長の直轄下にある方が権限と横のネットワークがつくりやすいんですが、一つのセクション、ワンオブゼムになると、権限が全然弱まってしまうというのもあるんです。そういう意味で、きちんと庁内を調整する仕掛けをどうつくっておくかというのは、私は非常に重要になってくるのかなと思うのですが、そうなるかどうかは分かりませんが、そういう提言を文章化しておいた方がいいのかなという感じがしている。行政がどう言うか分かりませんが、ここは委員会ですから。

【吉田委員】 ただ一方、それが横断的になると責任の所在が弱まるということはないですか。

【安藤委員長】 責任を強めるために、首長の直轄下に置くという方が権限は強くなりますよね、責任とね。ワンオブゼムになると、まあいいつかという発想になっちゃう。ちょっとそれは、他の市とかそういったところでの動きを触れただけですので。小金井市は分かりませんが。

【堀井委員】 そういうふうなやり方をしているところはあるんですか。

【安藤委員長】 ありますよ。首長の直轄下に置く。それは、庁内の横断的な部分であって、ワンオブゼムじゃできないことです。そんな発想です。

【堀井委員】 ここで言っている専担課というのは、違うんですか。

【安藤委員長】 同じです。多分ここも専担課になっているはずですよ。

【事務局】 今の堀井委員のご質問ですけれどもね。委員長のおっしゃっている直轄というのは、行政組織で言えば小金井市で言えば企画財政部。大きく二つに分かれておりまして、市民協働推進課を企画財政部に置いているところと、市民部に置いているところがあります。現状で言うと市民部に置いている方が多いですね。武蔵野市は企画政策室、これは中枢になります。八王子市は市民活動推進部、立川市は産業文化部、青梅市は市民部、26市ではどちらかと言うと市民部関係に置いているところが多いです。

【安藤委員長】 はい、その通りです。両方あるんです。こういった協働を推進していかうとしたときに、行政の組織も強くなっていだかないと多分進みにくい、いわゆる内部調整をちゃんとやるためには強くないといけない。それが、市民部であってもいいんですが、それができる仕組みをどうするかというのがでてくると思うんですよ。

【飯野委員】 あと、条例化にすることについてですけどね、アンケートの中で皆さん賛成して書かれたわけじゃないですから、自分は協働したくないという課もありましたけれども。

【山路委員】 積極的ではないところがありました。

【飯野委員】 条例化までもっていきたいとなれば、市役所の方はみんな賛成なさる

でしょうかね。もしなさらなかったら、強制的にするように仕向けるわけですよ。私は、そこまでやりたくないと思うんですよ。もとに戻りますけれども、今の段階は自由でいいと思うんですよ。

【安藤委員長】 強制するかどうかは別として、今日の議論にはなりませんけれど、一番後ろのところにそれを進めるためのということも含めているんですが、組織的な問題と、市の職員の意識の問題というのもあるんで、市職員の協働の意識の向上をどうするかを、環境的につくっていかなければならない。全部が全部協働できるわけでは、決してありませんので。協働しない方がいいやつだって、いっぱいありますし、行政が頑張っていただかないと困るものもありますので。協働した方がいいものについては、協働していきましょう、という仕組みですから。

【飯野委員】 そのための課をつくると。

【安藤委員長】 そうです、そうです。

【飯野委員】 先日、課長さんが、もしご要望があれば、そういう課を新設してもいいとおっしゃいましたけど、そこまでこちらでお願いしなくてもいいんじゃないかと。

【安藤委員長】 どうするかは、この議論でしょうから、そういうことが必要であれば、提案させていただくということ。

【飯野委員】 そうですか。

【安藤委員長】 時間が8時半をまわりましたので、申し訳ございません。一応、それぞれの項目について考え方や、柱の部分を整理させていただきましたので、ちょっと整理したうえで、また皆さんにおはかりしながら、他の残している部分についても、ざっと見ていきながら中身を定めておきたい、それをもって起草をさせていただくというふうにしたいと思います。色々ご意見あると思いますので、今日言い足らなかつた部分につきましては、事務局にご連絡いただければと思います。それを踏まえて次回また進めたいと思います。それではですね、あと次回の日程を。

【事務局】 次回は、5月25日水曜日10時前原暫定集会施設A会議室です。

【安藤委員長】 次回よろしくお願ひしたいと思います。どうもお疲れ様でした。

【事務局】 委員長、以前に市民協働に関する小金井市実態調査（アンケート調査）結果のA3版の大きい用紙の中で一部訂正がございますので、お知らせさせていただきます。A調査票の事業57番の生涯学習課が所管しております、団塊の世代のための地域参加講座、そちらの協働相手が1番の社会福祉法人となっておりますけれども、2番のNPO法人に訂正させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。以上です。

【安藤委員長】 はい。

【鈴木課長】 もう1点、4月1日付けで人事異動がございました。係長でございました山田が定年退職をいたしました。再任用職員として引き続きはけの森美術館の方に勤務しております。山田の後任として新規採用で高野が配属になりました。年齢28歳、若いです。コミュニティ文化課の平均年齢も下がってまいりました。一言ご挨拶させていただければと思ひます。

【高野主事】 只今紹介に預かりました高野修平と申します。年齢は先に言われてしまいましたけれども、28歳ということで、4月1日付けで入所させていただいたんですけども、フレッシュな気持ちと年相応の落ち着きをもって、一生懸命頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございました。

—— 了 ——

